

(別紙)

工業標準化法の一部を改正する法律の施行に伴う「工業標準化法に基づく認定機関等に関する政令」の一部改正について(要旨)

1. 改正の背景・趣旨

平成14年3月に「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定されたことに伴い、法律に基づき公益法人が国から委託・推薦等を受けて行っている検査・検定等の制定については、「法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関により実施する制度(登録制度)へ移行する」とされたこと等を受けて、平成16年6月9日、工業標準化法の一部を改正する法律が公布された。

この結果、工業標準化法に基づくJISマーク表示制度については、現行の国又は指定認定機関等による認定制度を廃止し、民間の登録認証機関による第三者認証制度に移行することとし、平成17年10月1日から施行される予定である。

これに伴い「工業標準化法に基づく認定機関等に関する政令」(以下「政令」という。)について、所要の改正を行う。

2. 政令の主な改正点

登録認証機関に係る登録の有効期間を4年とする。

改正法第28条第1項の規定により政令で定めることとなっている有効期間は、国際的な状況等を踏まえ4年間とする。